## 習志野市 保育認定こどもの利用者負担額

(2-3号保育施設利用)

括弧外が保育標準時間認定、括弧内が保育短時間認定の利用者負担額(月額保育料)となります。

※こどもが複数いる世帯は、第2子の場合「半額」(10円未満切捨て)、第3子以降は「無料」です。 何番目の子であるかのカウントは、子ども・子育て支援法施行令に基づき下表の「こどもの数の算出方法」に より判定します(税額により異なります)。

※年齢区分は4月1日時点の年齢です。(単位:円)

	【多子軽減】			
	階層と市区町村民税額	利用者負担(保育料)月額   年 齢 区 分		こどもの数
階層	定義	0歳児~2歳児クラス	3歳児~5歳児クラス	の算出方法
Α	生活保護世帯	0 (0)		所得割額が
В	非 課 税 世 帯	0 (0)		<u>57,700円未満</u>
C1	均等割のみ課税	8,440 (8,290)		   こどもの年齢・利用施設
C2	所得割額 48,600円未満	9,660 (9,490)		の制限なし
D1	所得割額 58,200円未満	12,140 (11,930)		13 (13) 23 03 0
D2	所得割額 67,900円未満	14,290 (14,040)		<u>所得割額が</u>
D3	所得割額 77,600円未満	17,180 (16,880)		57,700円以上
D4	所得割額 87,300円未満	23,090 (22,690)		
D5	所得割額 97,000円未満	29,850 (29,340)		小学校就学前
D6	所得割額 121,000円未満	37,210 (36,570)		のこどものうち、
D7	所得割額 145,000円未満	40,880 (40,180)	保育料無償	指定施設※1
D8	所得割額 169,000円未満	44,500 (43,740)		を利用する
D9	所得割額 195,400円未満	50,070 (49,210)		こどもの数
D10	所得割額 221,800円未満	56,000 (55,040)		   <b>※</b> 1
D11	所得割額 248,200円未満	57,250 (56,270)		※     認可保育所、幼稚園、
D12	所得割額 274,600円未満	57,570 (56,590)		認定こども園、地域型保
D13	所得割額 301,000円未満	57,910 (56,920)		育事業(小規模保育事業等)、
D14	所得割額 333,000円未満	58,250 (57,250)		特別支援学校幼稚部、 児童心理治療施設通所部、
D15	所得割額 365,000円未満	63,850 (62,760)		児童発達支援施設、
D16	所得割額 397,000円未満	65,370 (64,250)		居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業
D17	所得割額 397,000円以上	71,000 (69,790)		<u> </u>

## 低所得のひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯等は、負担軽減後の下表が適用になります。 ※下表に該当する世帯の第2子以降の保育料は、「無料」です。

グーダに図コッの圧用で	ノカレート			
定義	階層	0歳児〜2歳児クラス	3歳児~5歳児クラス	【多子軽減】
上表C1階層である世帯	CH1	3,900 (3,830)	/口去炒/無/尚	
上表C2階層である世帯	CH2	4,450 (4,370)		こどもの年齢・
上表D1階層である世帯	DH1	5,900 (5,790)		
上表D2階層である世帯	DH2	6,940 (6,820)	保育料無償	利用施設の
上表D3階層のうち、 市区町村民税所得割額が	DH3	8,350 (8,200)		制限なし
77,101円未満である世帯	2.10	2,300 (0,200)		

- 毎年度4月1日時点の年齢(在籍クラス年齢)を基準に算定します。年度の途中で誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。
- 原則、父母を保育料算定上の扶養義務者とし、父母の合算税額で算定します。ただし父母の市区町村民税が非課税で同居している祖父母がいる場合、祖父母の税額から算定します。(祖父母で算定する場合で、祖父母ともに課税の場合は、税額の高い方のみで算定します。)
- 住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く)は、保育料算定上、控除の対象にはなりません。(これらを控除する前の税額より算定します。)
- 政令指定都市より転入した方は、所得割額を本市の税率に適用させた上で、算定します。
- 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している兄姉がいる場合は、多子軽減を適用しますので在園証明書等を提出してください。(認可外保育施設、認可保育園の一時預かり、プレ幼稚園、保育ルームは対象外です。)
- 転入や税の未申告等で税額が確認できない場合、暫定的に最高階層区分で保育料を決定します。お早目に税書類等を提出してください。